

彩の国さいたま

建産連ニュース

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会

'94/10

OCTOBER.15.SAT No. 62



彩の国さいたま芸術劇場

建産連の

SLOGAN
活動指標

- 一、建設産業の果すべき社会的使命の重要性を自覚し、この事業を通じて県民福祉の増進に寄与する。
- 一、建設産業全体が連帯協調し、建設産業の社会的地位の向上に努める。
- 一、建設産業の経営体質の改善を図り、労働生産性の向上に努める。
- 一、総合工事業と専門工事業間の新しいパートナーシップを確立し、企業活動の活性化を図る。
- 一、建設産業の職場環境の改善と作業の安全を図るとともに、建設産業従事者の福祉向上に努める。

年金制度のゆくえ

斎藤 裕

これからの高齢社会に対応するための年金改正法案は、さきの通常国会に提出されましたが、実質審議が行われないうちに継続審議となってしまいました。その間に政権が変わりましたが、現与党は、秋に予定されている臨時国会で、改正法案を成立させたい意向と思われま

す。年金制度は、国民皆年金体制となって30年余が経過しておりますが、この間、幾度かの改正を経て今日に至っており、現在、高齢者世帯の96%が公的年金を受給しており、また、その所得に占める割合は52.2%に達しております、年金は社会的にも重要な位置を占めるに至っております。

このように高齢世帯にとって大切な年金制度を2025年には65歳以上の人口が25.8%を占めると推計される高齢社会にふさわしいものとするための改正であります。厚生年金保険の改正の重要な点を2つにしぼりますと、①支給開始年齢の引き上げ、②保険料負担の引き上げにならうかと思

います。この2点の政府案と各党の修正要求は、①支給開始年齢の引き上げについての改正案は、2001年度から3年毎に1歳ずつ引き上げ2013年度に65歳。自民党案は、4年毎に1歳ずつ引き上げ2017年度に65歳。社会党案は、1999年の高齢者雇用の実態を踏まえ引き上げスケジュールを見直す。

②保険料負担の引き上げについては、改正案は、現行制度のままでは2025年には、34.8%になるため30%以内に納めるとして、1995年から5年毎に2.5%ずつ引き上げ2025年には29.6%。この問題は、各党種々の意見があるようですが、細川政権時代の国民福祉税構想に見られる福祉目的税、消費税率引き上げを含め税制全体の論議に発展することも考えられます。

以上の点について、今後論議が進められるものと思

います。一方、私共の厚生年金基金の掛金負担について申しますと、ある時点での加入者及び年金受給者の将来の給付に必要なものを、常時積立金として用意しておりますので、加入者の減少、運用収益の減少等は、負担増の要因となりますが、これらの極端な増減がなければほぼ一定に推移するものであります。たとえ極端な増減があっても大きく見積もっても数%であります。

そうは言っても、年金の改正は基金にとりましても大いに関連があるわけでありまして、今後の審議経過を見守ってまいりたいと思っております。

(筆者・埼玉県建設業厚生年金基金理事長)

建産連ニュース・目次

表紙写真説明

○与野市内に平成6年10月15日にオープンした「彩の国さいたま芸術劇場」新しい埼玉文化時代、「彩の国」にふさわしい施設として期待が寄せられている。施設……大ホール（776席）、音楽ホール（604席）、小ホール（346席）、映像ホール（150席）、又本舞台と同サイズの稽古場などがある。

管理運営（財）埼玉県芸術文化振興財団

（写真提供・同芸術文化振興財団）

◆巻頭言	1
◆特集・「新・独占禁止法上の指針」の概説	3
◆行政情報	
(1) 新・埼玉県五ヵ年計画の概要	11
(2) 埼玉県9月補正予算の概況	12
(3) 県立高等技術専門校の科目の改廃について	13
◆シリーズ特集・「21世紀を展望した街づくり」その58……鳩ヶ谷市	15
◆連載 世界の遺跡見てある記(5) 遺跡の国ギリシャ……杉江啓二	17
◆会員団体別平成6年度事業計画(続)	22
◆埼玉県建設生産システム合理化推進協議会	24
◆建設業の適正取引に関する講習会	24
◆理事会・委員会報告	25
◆告知板	
(1) 「労働保険適用促進月間」について	28
◆トピック	
青年経営者部会県外視察記……真下恵司	29
◆企画シリーズ・県内文化遺産めぐり	
古寺社探訪(12)	30
◆建産連だより	
会員団体の動静	32
◆連合会日誌	35
◆会員団体名簿	表3
●(財)建設物価調査会案内広告	(28)

「新・独占禁止法上の指針」の概説

公正取引委員会は、このほど入札談合の防止と事業者及び事業者団体の適正な活動に役立てるため「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」を策定し、これを公表した。今回公表したものは同委員会が本年3月に作成した原案をもとに、広く関係方面の意見を求め、これを十分参酌したうえ原案を一部修正し独占禁止法（独禁法）上の係りを明確に分かり易くまとめたものであって、内容的には事業者及び事業者団体の活動に即して、独禁法に定めるところの関係について基本的な考え方を述べ、併せて主要な活動類型ごとに「原則として違反にならないもの」「違反のおそれがあるもの」「原則として違反とならないもの」に分け、参考例を付して明確にしているのが特徴、同委員会では、これによって入札談合に結びつくような活動が自ずから抑止され、また入札談合を醸成するような慣行があれば廃絶されるものと強く期待している。なお、本指針の策定に伴い昭和59年2月公表のいわゆる「建設業ガイドライン」は廃止された。以下、本指針の視点を抜き書きで列記し参考に供することとした。(W)

入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法の規定の概要

1. 禁止されている行為

- (1) 独禁法の目的は、公正かつ自由な競争を促進することによって、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇用及び国民実所得の水準を高めることによって一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的かつ健全な発展を促進することにあると法第1条に明記している。

この趣旨に基づき独禁法では、事業者が共同して又は事業者団体が行う一定の取引分野における競争の実質的制限をはじめ、事業者団体による事業者の数の制限及び構成事業者の機能又は活動の不当な制限、事業者団体が事業者に不正な取引方法を用いさせること、事業者が不正な取引方法を用いること等を禁止している（法第3条、第8条第1項、第19条等）。

》注《 事業者団体とは、事業者としての共通の利益の増進を主たる目的とする2以上の事業者の結合体又はその連合体をいい、通常次

のような業界団体などがこれに当たります。

例・〇〇協会、〇〇工業会、〇〇協議会や協力会、〇〇連合会など。

国、地方公共団体等による物品や役務の調達等の契約は、国民の租税等の負担によってその対価が賄われることなどから、その締結や執行に当たって特段の公正性及び厳正性が要求されるとともに、発注者にとって経済性が追求されなければならない。この趣旨から国又は地方公共団体による契約の締結に当たっては、会計法、地方自治法等の法令の定めるところにより、原則として競争に付すこととされ、競争を実施するための方法として入札によることとされている。

入札談合は、このような入札制度の実質を失わせしめるものであるとともに、競争制限行為を禁止する独禁法の規定に違反する行為である。

入札に係る受注予定者又は最低入札価格等

を決定することなどにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限する行為が一般に入札談合と言われるものであり、本指針はこのような違反行為の防止を目的としている。本指針において「違反」とは、特記する以外は、法第3条（不当な取引制限の禁止）又は法第8条第1項第1号（事業者団体が一定の取引分野における競争を実質的に制限することを禁止する）の規定の違反を指すものとしている。

2. 違反行為に対する措置等

(1) 排除措置

① 公正取引委員会は、上記のような違反行為があるときは、事業者又は事業者団体に対し、当該行為を排除するために必要な措置を命ずる（法第7条第1項、第8条の2第1項、第20条第1項）。

必要な措置とは、例えば、受注予定者の決定行為の場合には、受注予定者決定に係る協定の破棄、協定を破棄した旨の周知徹底、今後同様の行為を行うことの禁止、これらについて採った措置の公正取引委員会への報告等である。

② 公正取引委員会は、これらの違反行為が既になくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、事業者又は事業者団体に対し、当該行為が既になくなっている旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずる（法第7条第2項、第8条の2第2項、第20条第2項）。

③ 公正取引委員会は、事業者団体に①又は②の措置を命ずる場合において、特に必要があると認めるときは、当該事業者団体の役員若しくは管理人又はその構成事業者に対しても、所要の措置を命ずる（法第8条の2第3項）。

(2) 課徴金

事業者による不当な取引制限（法第3条違

反）又は事業者団体による法第8条第1項第1号違反行為が、商品若しくは役務の対価に係るもの又は実質的に商品若しくは役務の供給量を制限することによりその対価に影響があるものであるときは、構成取引委員会は、当該事業者又は当該事業者団体の構成事業者に対し、課徴金の納付を命ずる（法第7条の2、第8条の3）。

入札談合は、課徴金の対象となる違反行為である。

課徴金の額は、次の方法により算定される。

$\left[\begin{array}{l} \text{実行期間中の} \\ \text{違反行為対象} \\ \text{商品又は役務} \\ \text{の売上額} \end{array} \right] \times$		大企業	中小企業
	小売業・卸売業以外	6%	3%
	小売業	2%	1%
	卸売業	1%	1%

）注く 売上額の算定方法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令）

① 売上額は、原則として、実行期間中に引き渡した商品又は提供した役務の対価の額の合計額とする。

② 実行期間中の契約額が引渡額と著しく異なる事情があると認められるときは、売上額は、実行期間中に締結した契約により定められた対価の額の合計額とする。

なお、課徴金の額の計算の基礎となる実行期間については、当該違反行為の実行としての事業活動がなくなる日からさかのぼって3年間を限度としている。

また、原則として、実行期間の終了した日から3年を経過したときは、当該違反行為に係る課徴金の納付を命ずることはできないこととされている。

(3) 刑罰

上記1(2)の違反行為中、法第3条並びに第8条第1条第1項第1号及び第4号に違反する行為については、それぞれ罰則が規定されている（法第89条、第90条第2号等）。

法第3条又は第8条第1項第1号違反の罪は、その法定刑が、3年以下の懲役又は500万円以下の罰金である（法第89条第1項）。

事業者や事業者団体の代表者、従業員等がその業務等に関して第89条の違反行為をしたときは、それらの行為者が前記法定刑により罰せられるほか、当該事業者や事業者団体に対しても、1億円以下の罰金が科される（法第95条）。また、第89条第1項の違反があった場合に、その違反の計画を知り、その防止に必要な措置を講ぜず、又は違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかった法人の代表者又は事業者団体の役員、構成事業者等に対しても、500万円以下の罰金が科される（法第95条の2、第95条の3）。

上記の罪については、公正取引委員会の告発を待って、これを講ずる（法第96条）。

注く 公正取引委員会は、①一定の取引分野における競争を実質的に制限する価格カルテル、供給量制限カルテル、市場分割協定、入札談合、共同ボイコットその他の違反行為であって国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる悪質かつ重大な事案、②違反を反復して行っている事業者・業界、排除措置に従わない事業者等に係る違反行為のうち、公正取

引委員会の行う行政処分によっては独占禁止法の目的が達成できないと考えられる事案について、積極的に刑事処罰を求めて告発を行う方針を明らかにしている（「独占禁止法違反に対する刑事告発に置換する公正取引委員会の方針」平成2年6月20公表）。

(4) 損害賠償

上記1(2)の違反行為中、不当な取引制限をし、又は不公正な取引方法を用いた事業者は、公正取引委員会の審決が確定すると、被害者に対して無過失損害賠償責任を負う（法第25条、第26条）。

法第25条による損害賠償に関する訴訟が提起されたときは、公正取引委員会は、裁判所の求めに応じて、違反行為によって生じた損害の額について、意見を提出する（法第84条）。

また、公正取引委員会は、法第25条による損害賠償請求訴訟制度が有効に機能し得るようとするとの観点から、裁判所の文書送付嘱託等があった場合、一定の資料提供を行うこととしている。

入札に係る事業者及び事業者団体の実際の活動と独占禁止法

ここでは、受注者の選定に関する行為、入札価格に関する行為、受注数量等に関する行為及び情報の収集・提供、経営指導等と4つの活動類型に分け、さらに「原則として違反となるもの」「違反のおそれがあるもの」「原則として違反とならないもの」とそれぞれ色分けし、かつそれらごとに留意事項を付して是非の判定をしている。

1. 受注者の選定に関する行為

考え方

会計法、地方自治法等では、原則として、入札参加者の中から発注者にとって最も有利な内容の入札をした者を契約の相手方とし、その提示した条件で契約を締結する入札の手続を定めている。

事業者が共同して又は事業者団体が、入札に係る受注予定者又は受注予定者の選定方法を決

定することは、このような入札制度の機能を損なうものであるとともに、入札の方法により発注される商品又は役務の取引に係る競争を制限するものであり原則として違反となる。

入札に係る発注予定者又は受注予定者の選定方法の決定の基本的な内容は、入札に際してあらかじめ受注すべき者を特定しその者が受注できるようにすることであり、具体的な手段・方法のいかんを問わない。

ここでの決定は、明示の決定に限られるものではなく、受注予定者又は受注予定者の選定方法に関し暗黙の了解又は共通の意見が形成されることをもって足りる。

受注予定者又は受注予定者の選定方法を決定することが違反とされるのは、その行為が行われた理由のいかんを問わないのであって、対象となる商品又は役務の質を確保するためとか、受注の均等化を図るためとか、各事業者の営業活動や既往の受注との継続性や関連性を尊重するためといった理由によって正当化されるものではない。

仮に第三者による受注予定者の推奨があった場合においても、事業者が共同して又は事業者団体が、その推奨に従うことを決定すれば、受注予定者の決定に当たる。

〈参考例〉

○原則として違反となるもの

事業者が共同して又は事業者団体が、入札に係る受注予定者又は受注予定者の選定方法を決定すること。

上記の行為との関連で、入札談合防止の観点から特に「留意すべき事項」を以下に示す。

ア. 次のような行為は、受注予定者を決定するための手段となるものであり、又は受注予定者に関する暗黙の了解若しくは共通の意志の形成につながる蓋然性が高いものであり、違反となるおそれが強い。

(受注意欲の情報交換等)

入札に参加しようとする事業者が、当該入札について有する受注意欲、営業活動実績、対象物件に関連した受注実績等受注予定者の選定につながる情報について、それら事業者間で情報交換を行い、又はそれら事業者を構成員とする事業者団体が、かかる情報について、収集・提供し、若しくはそれら事業者間の情報交換を促進すること。(指名回数、受注実績等に関する情報の整理・提供)

事業者が共同して又は事業者団体が、過

去の入札における個々の事業者の指名回数、受注実績等に関する情報を、今後の入札の受注予定者選定の優先順位に係る目安となるような形で整理し、入札参加しようとする事業者に提供すること。

イ. 受注予定者又は受注予定者が受注できるようにするために行われる次のような行為は、受注予定者等の決定による違反行為に含まれる。

(入札価格の調整等)

受注予定者以外の入札参加者が、受注予定者等から入札価格に関する連絡・指示を受けたいと、受注予定者が受注できるようにそれぞれの入札価格を設定すること。

ウ. 次のような行為は、受注予定者又は受注予定者の選定方法の決定を前提にして、その決定を容易にし、又は強化等するために行われるものであるが、受注予定者又は受注予定者の選定方法を決定することは、これらの行為を特に伴わないでも、原則として違反となる。

なおこのような行為は、それ自体独立で違反となる場合がある。

(他の入札参加者等への利益供与)

事業者が共同して又は事業者団体が、受注予定者に他の入札参加者等に対して業務発注、金銭支払等の利益供与をさせること。(受注予定者の決定への参加の要請、強要等)

事業者が共同して又は事業者団体が、入札に参加を予定する事業者に対して、受注予定者の決定に参加するよう若しくは決定の内容に従うよう要請・強要等を行い、決定に参加・協力しない事業者に対して、取引拒絶、事業者間若しくは事業者団体の内部における差別的な取扱い等により入札への参加を妨害し、又は決定の内容に従わないで入札した事業者に対して、取引拒絶、事業者間若しくは事業者団体の内部における差別的な取扱い、金銭の支払い等の不利

益を課すこと。

○違反となるおそれがあるもの

(指名や入札参加予定に関する報告)

事業者間で又は事業者団体が、各事業者に対して指名競争入札に係る指名を受けたことや、入札への参加の予定について報告を求めること。

このような行為は、受注予定者決定のために入札参加者を把握しようとして行われることが多く、このような場合には、受注予定者の決定に伴うものとして、問題となる。

(共同企業体の組合せに関する情報交換)

共同企業体により入札に参加しようとする事業者が、単体又は他の共同企業体により当該入札にしようとする事業者との間で、当該入札への参加のための共同企業体の結成に係る事業者の組合せに関して、情報交換を行い又は事業者団体が、かかる情報交換を促進すること(但し、共同企業体の相手方の選定のための情報聴取等の行為を除く。)

このような情報交換は、受注予定者決定のための情報交換に転化することが多く、従って受注予定者の決定につながるものとして、問題となるので留意する必要がある。

また、事業者団体がこうしたことに介入は、構成事業者の機能又は活動を不当に制限するものとして、それ自体が違反となる場合がある。

(特別会費、賦課金等の徴収)

事業者団体が、構成事業者から入札による受注に応じた特別会費、賦課金等を徴収すること。

このような行為は、受注予定者の決定を円滑化するために行われることが多く、このような場合には受注予定者の決定に伴うものとして、問題となる。

○原則として違反とならないもの

(発注者に対する入札参加意欲等の説明)

事業者が、指名競争入札において指名以前

の段階で、制度上定められた発注者からの要請に応じて、他の事業者や事業団体と連絡・調整等を行うことなく、自らの入札参加への意欲、技術情報(類似業務の実績、技術者の内容、当該発注業務の遂行計画等)等を発注者に対して説明すること。

(自己の判断による入札辞退)

指名競争入札において、指名を受けた事業者が、他の事業者や事業団体と連絡・調整等を行うことやそれから要請等を受けることなく、自己の事業経営上の判断により、入札を辞退すること。

2. 入札価格に関する行為

考え方

価格は、本来、事業者の公正かつ自由な競争を通じて形成されるべきものであり、事業者が共同して又は事業者団体がこれに関する活動を行うことは、独占禁止法上の問題となる可能性が極めて高いものである。

会計法、地方自治法等では、一般的な入札制度について、原則として入札参加者の中から予定価格の範囲内で最低の(契約の目的によっては最高の)価格をもって入札した者を契約の相手方とし、その入札価格を契約価格とするという厳格な価格競争の方法を定めている。

事業者が共同して又は事業者団体が、最低入札価格(契約の目的によっては最高入札価格)。受注予定価格等又はそれらの設定の基準となるもの(以下「最低入札価格等」という。)を決定することは、このような入札制度の機能を損なうものであるとともに、入札の方法により発注される商品又は役務の取引に係る競争を制限するものであり原則として違反となる。

ここでの決定は、明示の決定に限られるものではなく、最低入札価格等に関し暗黙の了解又は共通の意思が形成されることをもって足りる。

最低入札価格等を決定することが違反とされるのは、その行為が行われた理由のいかんを問わないのであって、妥当な価格水準にするため

とか、対象となる商品又は役務の質を確保するためとか、不当な低価格受注を防止するためといった理由によって正当化されるものではない。

〈参考例〉

○原則として違反となるもの

(最低入札価格等の決定)

事業者が共同して又は事業者団体が、入札に係る最低入札価格等を決定すること。

上記行為との関連で、入札談合防止の観点から特に「留意すべき事項」を以下に示す。

次のような行為は、最低入札価格等を決定するための手段となるものであり、又は最低入札価格等に関する暗黙の了解若しくは共通の意思の形成につながる確率が高いものであり、違反となるおそれが強い。

(入札価格の情報交換等)

入札に参加しようとする事業者が、当該入札での入札価格に関する情報について、それら事業者間で情報交換を行い、又はそれら事業者を構成員とする事業者団体が、かかる情報について収集・提供し、若しくはそれら事業者間の情報交換を促進すること。

○違反となるおそれがあるもの

(入札の対象となる商品又は役務の価格水準に置換する情報交換)

入札の対象となる商品又は役務の価格水準や価格動向に関する情報について、発注者からその予定価格の積算に資するための情報提供の依頼を受ける等して、当該入札に参加しようとする事業者間で情報交換を行い、又は事業者団体が、それら事業者との間で情報を収集・提供し、若しくはそれら事業者間の情報交換を促進すること。

このような情報の収集・提供、情報交換等は入札価格についての情報の収集・提供、情報交換等に転化することが多く、このような場合には、最低入札価格等の決定につながるものとして、問題となる。

また、提供される価格水準に関する情報を基礎に発注者が予定価格を算定することを認識する等しながら、事業者が共同して又は事業者団体が、商品又は役務の価格について発注者に情報提供する内容を決定することも、価格制限行為につながるものとして、問題となる。

○原則として違反とならないもの

(積算基準についての調査)

事業者が共同して又は事業者団体が、発注者が公表した積算基準について調査すること(事業者間に積算金額についての共通の目安を与えるようなことのないものに限る。)

(標準的な積算方法の作成等)

中小企業者の団体が、構成事業者の入札一般に係る積算能力の向上に資するため、標準的な費用項目を掲げた積算方法を作成し、又は所要資材等の標準的な数量や作業量を示すこと(事業者間に積算金額についての共通の目安を与えるようなことのないものに限る。)

3. 受注数量等に関する行為

考え方

入札制度の中には、契約の性質又は目的から、価格のほかに数量等他の条件をもって申込みを行い、その申込みの内容に応じて、落札者及び落札価格に加えて落札の数量等をも併せて決定するものがある。このような入札において、事業者が共同して又は事業者団体が、入札に係る受注の数量、割合等を決定することは、入札の方法により発注される商品又は役務の取引に係る競争を制限するものであり原則として違反とする。

ここでの決定は、明示の決定に限られるのではなく、受注の数量、割合等に関し暗黙の了解又は共通の意思が形成されることをもって足りる。

事業者が共同して又は事業者団体が、受注の数量、割合等を決定することが違反とされるの

は、その行為の理由のいかんを問わない。

〈参考例〉

○原則として違反しているもの

(受注数量、割合等の決定)

事業者が共同して又は事業者団体が入札に係る受注の数量、割合等を決定すること。

○原則として違反とならないもの

(官公需受注実績等の概括的な公表)

事業者団体が、関連する官公需の全般的な動向の把握のために、構成事業者から官公需の受注実績に関して個別の受注に係る情報を含まない概括的な情報を任意に徴し、又は発注者が発注実績若しくは今後の発注予定に関して公表した情報を収集し、関連する官公需全般に係る受注実績又は今後の需要見通しについて個々の事業者に係る実績又は見通しを示すことなく概括的に取りまとめて公表すること。

4. 情報の収集・提供、経営指導等

考え方

事業者団体が、入札制度一般に関する情報若しくは資料の収集・提供又は本指針の内容ののっとり入札に係る事業者及び事業者団体の活動と独占禁止法との関係について一般的な知識の普及活動を行うことは、原則として違反となるものではない。

これに対して、入札に参加しようとする事業者を構成員とする事業者団体が、当該入札に関して、情報を収集・提供し、又はそれら事業者間の情報交換を促進することについては、競争制限的な若しくは競争阻害的な行為につながるような場合又はそのような行為の手段・方法となるような場合には独占禁止法上問題となる。

事業者が他の事業者と共同しないで独立に情報を収集することが、その限りにおいては独占禁止法上問題とならないことは、言うまでもない。これに対して、入札に参加しようとする事業者が当該入札に関する情報を相互に交換する

ようなことは、独占禁止法上問題となり得る。

事業者団体による経営指導が必要とされるのは、基本的に、中小企業の団体においてである。経営指導の形態を採っていても、入札に参加しようとする事業者を構成員とする事業者団体が、当該入札に係る事業者の活動に関して指導を行うようなときには、入札価格についての目安を与えたり、受注予定者の決定への参加を要請する等の競争制限的な競争阻害的な行為につながりやすく、そのような場合には、独占禁止法上問題となる。

入札制度一般の内容や適用に関して要望又は意見の表明を行うことは、その限りにおいては、事業者単独で行うことはもちろん、事業者が共同して又は事業者団体が行っても、問題とならない。また、事業者が、発注者に対して、特定の入札に関係なく、技術に関する情報の一般的な説明を行うことも、その限りにおいては、問題とならない。

○原則として違反となるもの

(受注予定者等の決定行為に関する留意事項)

受注意欲が情報交換等又は指名回数、受注実績等に関する情報の整理・提供に該当する行為は、受注予定者等の決定の留意事項として前に述べたとおり、受注予定者を決定するための手段となるものであり、又は受注予定者に関する暗黙の了解若しくは共通の意思の形成につながる確率の高いものであり、違反となるおそれが強い。

(最低入札価格等の決定行為に関する留意事項)

最低入札価格等の決定に該当する行為は、前の入札価格に関する行為の項での留意事項として述べたとおり、最低入札価格等を決定するための手段となるものであり、又は最低入札価格等に関する暗黙の了解若しくは共通の意思の形成につながる確率性が高いものであり、違反となるおそれが強い。

○違反となるおそれがあるもの

- (1) 指名や入札参加予定に関する報告
- (2) 共同企業体の組合せに関する情報交換
- (3) 入札の対象となる商品又は役務の価格水準に関する情報交換——などで、いずれも受注者の選定に関する行為の項で述べている内容である。

○原則として違反とならないもの

(入札に関する一般的な情報の収集・提供)

事業者団体が、官公庁や民間の調査機関等が公表した入札に関する一般的な情報（発注者の入札に係る過去の実績又は今後の予定に関する情報、入札参加者の資格要件又は指名基準に関する情報、労務賃金、資材、原材料等に係る物価動向に関する客観的な調査結果情報等）を収集・提供すること。

(官公需受注実績等の総括的な公表)

前記「受注数量等に関する行為」の項に述べた内容である。

(平均的な経営指標の作成・提供)

事業者団体が、構成事業者から、財務指標、従業員数等経営状況に関する情報で通常秘密とされていない事項について、情報を任意に徴し、これに基づいて平均的な経営指標を作成し、提供すること。

なお、構成事業者がこれらの情報を公表している場合、あるいは公表について構成事業者の事前の了解を得ている場合は、構成事業者別にこれらの情報を取りまとめて公表することもできる。

(入札物件の内容、必要な技術力の程度等に関する情報の収集・提供)

中小企業者の団体が、入札に参加するための経常的な共同企業体としての資格申請を構成事業者が行うとする場合に、その求めに応じて、共同企業体の構成員の組合せに係る過去の客観的な事実に関する情報を提供すること。

(共同企業体の相手方の選定のための情報聴

取等)

事業者が、入札に参加するための共同企業体の結成に際して、相手方となる可能性のある事業者との間で、個別に、相手方の選定のために必要な情報を徴し、又は共同企業体の結成に係る具体的な条件に関して、意見を交換し、これを設定すること（受注予定者の決定につながるようなことを含まないものに限る。）。

(発注者に対する入札参加意欲等の説明)

前記の「受注者の選定に関する行為」の中に述べている。

(標準的な積算方法の作成等)

前記の「入札価格に関する行為」の項に述べている。

(経常共同企業体の運営に関する指針の作成・提供)

中小企業者の団体が、経常的な共同企業体の運営に関する一般的な指針（構成員の分担業務実施のための必要経費の分配方法、共通費用の分担方法等）を作成し、構成事業者に提供すること。

(積算基準についての調査)

前記「入札価格に関する行為」の項に述べている。

(独占禁止法についての知識の普及活動)

(国・地方公共団体等に対する要望又は意見の表明)

(発注者に対する技術に関する情報の一般的な説明)

事業者が、発注者に対して、特定の入札に関係なく、技術に関する情報の一般的な説明を行うこと。

本稿「入札ガイドライン」についての問い合わせは、下記へ。

公正取引委員会経済部団体課

中央合同庁舎第6号館B棟

電話 03-3581-5471（代表）

新・埼玉県五ヵ年計画の概要

平成5～9年度の県政指標

埼玉県五ヵ年計画は、平成5年度から9年度までの5年間の県政運営の指針となるもので、全体3章からなりこの中に施策480項目を掲げている。

この五ヵ年計画は、昨年5月作成の「埼玉県五ヵ年計画大綱」をもとに市町村をはじめ県民、県議会からの意見、提言を受け入れ、県政の基本理念「環境優先・生活重視」に立脚、生活者の立場に立った「環境」「生活」「広域行政」を視点に、急激な人口増加に伴う都市問題、通勤環境改善などが重要課題にあげられている。計画発表に際し土屋県知事は「新しい五ヵ年計画ができたことによって、豊かな『彩の国』の実現に向かって全力を尽くす」と決意表明を行っている。

計画のフレーム

この五ヵ年計画は、すべての県民そして県下92市町村とともに一体となって推進するものとしており、平成9年の県人口が710万人、65歳以上の老年人口比率が全体の10.6%と想定、経済は内需を中心とするインフレのない安定的な成長に向かうことを期待、計画期間中の財政規模はおおむね8兆円程度と見込んでいる。

構成は、3章と付属資料からなり、第1章では策定の基本的考えを、第2章では具体的な施策を、第3章には計画推進策をそれぞれ掲げている。掲げた施策数は480本（うち新規210本、見直し、検討の上引き続き実施する施策270本）である。

施策大系

掲げた施策を大系別にみると、次の6項目を柱にしている。

1. さわやかで安心して暮らせる環境づくり
ここでは、自然環境の保全、廃棄物適正処理、都市公害・生活型公害の防止、防災に関する事項等111施策を掲げている。
2. 新しい発展と豊かな社会を支える基盤づくり
ここでは、都市基盤としての公園・下水道

等の整備、鉄道・道路等地域交通網の整備、住宅・土地対策の推進、水資源開発及び利用など105施策を掲げている。

3. ゆきとどいた福祉と健康でしあわせな社会づくり

ここでは、社会保障の確立、高齢者福祉の充実、保健・医療の充実、男女平等社会の確立など85施策を掲げている。

4. いきいきと個性はぐくむ人づくり

ここでは、生涯学習機会の確保、高校教育等の充実、青少年健全育成など34施策を掲げている。

5. 創造性に満ちた活力ある産業社会づくり

ここでは、都市近郊農林業の育成、多様で厚みのある産業構造の構築、中小企業の育成、勤労者生活の充実等86施策を掲げている。

6. 自治と文化、世界と結ぶくにづくり

ここでは、広域行政の推進、埼玉文化の創造、スポーツ、レクリエーション活動の振興、国際交流の推進など59施策を掲げている。

主として関わりの深い施策項目を拾いあげると、次のものがある。

- ▷見沼田圃の保全・活用・創造の推進
- ▷リサイクル施設の整備

- ▷産業廃棄物処理施設の整備
- ▷だれにも分かる道路標識の整備
- ▷新都心基盤整備
- ▷生活を高める都市基盤整備（地下鉄7号線・常磐新線・八高線沿線地域整備）
- ▷ICへのアクセス道路の整備（県内一時間構想の推進）
- ▷東西交通新システムの導入促進（所沢～大宮～越谷、川口～三郷間の調査、検討）
- ▷中堅所得者向け住宅の供給促進
- ▷公共交通輸送網の充実（通勤環境改善）
- ▷まちづくり協議会の設置促進（広域的なまちづくりの促進）

県の9月補正予算の概況

県の平成6年度9月補正予算の規模は、一般会計が243億9,705万7,000円で、年度累計額は1兆5,820億5,505万7,000円となった。特別会計では流域下水道事業に7億3,850万円、企業会計では電気事業に3,094万2,000円がそれぞれ追加計上された。

一般会計における今回の補正は、県費単独事業がその額の大半を占め、特に道路、河川等の公共土木工事に投入される。

補正予算の主な事業は、下記のとおりである（カッコ内は所管課所名）

- ▷道路改良＝32億8,600万円（道路建設課）
- ▷道路舗装新設＝3億3,100万円（同）
- ▷橋梁整備＝1億4,100万円（同）
- ▷道路・橋梁維持修繕＝19億1,370万円（道路維持課）
- ▷街路整備＝16億6,581万8,000円（都市整備課）
- ▷河川改修＝48億5,380万円（河川課）
- ▷砂防事業＝2億7,018万2,000円（ダム砂防課）
- ▷農業基盤整備＝1億4,617万4,000円（耕地課）
- ▷林道整備＝5,000万円（林務課）
- ▷治山事業＝2,000万円（同）
- ▷災害復旧＝7,440万円（河川課）
- ▷ウォーキングセンター新設・東松山市内＝6,866万6,000円（自然保護課）

- ▷三峰ビジターセンター改修（同）
- ▷電線地中化事業（1路線100m）＝5,000万円（都市整備課）
- ▷さいたま新都心街路整備＝24億6,906万円（新都心事業課）
- ▷農業経営構造改善事業（直売所、市民農園、農道等の整備、16地区）＝5億6,646万3,000円（地域農業課）
- ▷しらこぼと公園園内舗装、戸田公園駐車場緑化ブロック工事＝3億7,881万8,000円（公園緑地課）
- ▷熊谷スポーツ文化公園東地区基本計画策定＝1,000万円（同）
- ▷県立看護福祉大学（仮称）造成工事の設計＝3,369万円（同大学準備室）
- ▷県立高等学校校舎改修（外部改修3校、設計5校）＝3億7,251万3,000円（教育局）
- ▷埼玉会館大ホールの改修（3年継続1年次分）＝4,836万6,000円（自治文化課）



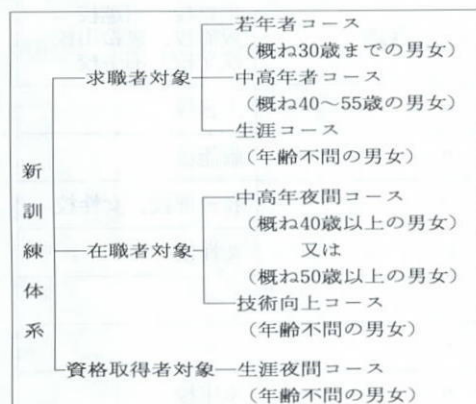
県立高等技術専門校の訓練科目を大幅に改廃

県では、職業能力開発審議会での審議結果を踏まえ、平成7年度に向けて県立高等技術専門校の訓練体系を社会の実態にあわせて全面的に変更するとともに、訓練科目についても、求人ニーズを基本にしつつ、高齢化社会の到来に対応し、女性や中高年者向けの科目の充実を図ることを念頭に大幅な訓練科目等の改廃を行った。

県立高等技術専門校は県内に12校、授業料は無料で、就職に有利な技能や技術が見につくとともに、さまざまな資格が取れることから、現在の厳しい雇用情勢の中で人気を呼んでいる。

訓練体系の学歴区分を撤廃

これまでの訓練体系が、学歴等によって5コースに区分されていたが、平成7年度からは年齢等によって、次の6コースに改編される。



(1) 新設科目 (延べ5科目)

科 目	コ ー ス	期 間	理 由	該 当 校
測 量 設 計 科	求 職 若 年	1 年	求人ニーズ、業界要望	大宮校、羽生校
調 理 技 術 科	求 職 生 涯	〃	求人ニーズ	春日部校
調 理 サ ー ビ ス 科	〃	6 か 月	〃	女性校
社 会 保 険 労 務 士 科	資 格 夜 間	9 か 月	女性新職域進出支援	〃

延べ13科目の新増設

測量設計科(若年者コース)や調理技術科(生涯コース)等延べ13科目を新増設する。

一方、求人倍率の低い事務系科目など延べ15科目が廃止となる。

新増設科目及び廃止科目は、別表のとおりである。なお、若年者コースの募集は10月12日から21日の間、願書の提出先は①新規学卒見込者は各高等技術専門校へ②①以外の者は各公共職業安定所。

選考日は平成6年11月8日(火)で簡単な筆記(国語、数学)及び面接で行う。

平成7年度の入校案内は、県職業能力開発課のほか、各高等技術専門校、女性職業能力開発センター、各公共職業安定所、各労政事務所に配布している。

詳しい問い合わせは、県職業能力開発課(電話048-830-4598)又は各高等技術専門校へ尋ねられたい。(W)



(2) 増設科目 (延べ8科目)

科 目	コ ー ス	期 間	理 由	該 当 校
C A D 製 図 科	求 職 若 年	1 年	求人ニーズ	川口校、女性校
住 宅 サ ー ビ ス 科	求 職 生 涯	"	"	大宮校、飯能校
電 気 工 事 科	"	"	"	本庄校
福 祉 ヘ ル パ ー 科	"	3 か 月	高齢化社会	秩父校
ビ ル 管 理 科	在 職 夜 間	6 か 月	"	川越校
電 気 設 備 科	"	9 か 月	"	東松山校

(3) 定員増設科目 (延べ4科目)

科 目	コ ー ス	期 間	理 由	該 当 校
電 気 工 事 科	求 職 生 涯	1 年	求人ニーズ	東松山校(10人→20人) 秩父校(")
ビ ル 管 理 科	在 職 夜 間	6 か 月	高齢化社会	川口校(年1回→年2回)
福 祉 ヘ ル パ ー 科	"	4 か 月	"	女性校(")

(4) 廃止科目 (延べ15科目)

科 目	コ ー ス	期 間	理 由	該 当 校
O A 経 理 科	求 職 者	0 . 6	求人ニーズ低調	川口校、川越校 飯能校、東松山校 秩父校、羽生校
ビ ジ ネ ス 経 理 科	"	0 . 5	"	大宮校
木 工 科	"	0 . 5	"	飯能校
ワ ー プ ロ 科	"	0 . 3	"	春日部校、女性校
O A サ ー ビ ス 科	"	1 . 1	"	女性校
販 売 科	"	0 . 5	"	"
簿 記 科	"	0 . 4	"	"
板 金 ・ 溶 接 科	"	0 . 8	"	本庄校
福 祉 ヘ ル パ ー 科	"	0 . 5	"	女性校

〈注〉木工科は増設の住宅サービス科に吸収、また板金・溶接科は増設の電気工事科に吸収される。

希望に満ちた 生活快適都市をめざして



鳩ヶ谷市長 名倉 隆

はじめに

本市は、首都圏20km圏内の住宅都市として発展してきましたが、近年の状況の変化は著しく、周辺部では東北縦貫自動車道と首都高速道路の連結、東京外郭環状道路及び国道298号の開通等があり、今後においても市内では、大宮・東京線の都市計画道路が整備されるとともに、本市の都市機能に最大のインパクトを与えるであろう埼玉高速鉄道線の開通が見込まれ、本市における交通体系の骨格が形成されるものと考えられます。

また、現在平成7年度の開庁に向けて新庁舎を建設中であり、建設を契機としたパソコンのクライアントサーバー方式のネットワークの構築を図り、情報発信基地としての機能を備えてまいります。

さらに、本市は、平成6年度を初年度として平成15年度を目標年次とした「第3次総合振興計画」を策定し、将来都市像である「希望に満ちた生活快適都市」をめざして、市民憲章に沿った次の5つの目標を掲げ、本年度より新たなまちづくりの実現に向けてスタートしたところです。

まっすぐの目標

1. きれいな緑と青い空
明るいまちをきずく

本市は全域が市街化区

域であり、埼玉高速鉄道線の導入に伴い将来的にはますます都市的土地利用に対する需要が高まることが予想されます。

そのためにも、本市の土地条件を考慮した自然保護と都市開発の調和のとれた計画的な整備を進め、快適な市民生活の実現に向け、きめ細かな住環境づくりを推進してまいります。

2. 互いに笑顔で助け合う 幸あるまちをきずく

昨今の社会や家庭生活の変化は、人々の福祉に対する意識や価値観の変化をもたらし、福祉需要の増大、福祉施策の多様化と高度化が期待され、その実現のため、市民と行政が共に取り組む地域福祉施策が求められています。



市内延伸を見込む営団地下鉄南北線

すべての市民が明るく希望をもち、地域連帯感で結ばれた思いやりのある、共に生き、共に創る福祉のまちづくりを進め、地域ぐるみで福祉の推進を図ります、

3. 市民文化を实らせる 栄えあるまちをきざぐ

生涯学習推進体制の確立をはじめとして、人間性豊かな児童・生徒の育成を重視した学校教育の充実、社会教育施設の整備及び指導者の育成等の社会教育の充実、そして青少年が豊かな創造力とたくましい意志とを持ち、役割と責任を自覚し、21世紀という新しい時代に向けて貢献できる人間に成長するよう、青少年の健全育成を図ります。

4. 働く日々に誇りをもつ 豊かなまちをきざぐ

埼玉高速鉄道線の導入によりまちの形態も変わってくるのが予想されます。

そのため、商業については、埼玉高速鉄道線を核とした商業圏の形成を図るとともに、商工業ビジョンに基づく新たなまちづくりとの調和のとれた商店街として整備してまいります。

工業については、住工混在の状況ではありますが、東京外郭環状道路や首都高速道路等の近郊に位置する立地条件を活かし、中小企業の適正配置に努めるとともに、商工業ビジョンに基づいた工業の望ましい発展の実現を図ります。

5. いつも元気でさわやかな 平和なまちをきざぐ

緑のマスタープランに基づく公園・緑地の整備をはじめとし、自然災害から市民の生命と財産を守るため、防災施設の整備・充実に努めるとともに、市民の防火意識、防災行動力を高める等、予防消防の充実を積極的に推進します。

また、市民の協力を得つつ、ごみの分別、再資源化を推進し、収集方法等の効率化を図り、廃棄物処理の充実に努めます。

おわりに

本市は、21世紀を展望した新しい時代の幕開けにふさわしいまちづくりをめざして、勇躍船出をしたところであります。

まちづくりの主役は市民であり、そして行政は自主的な市民活動をサイドフォローするよきパートナーとして誇りと愛着のもてる、活力と魅力に満ちたまちづくりの実現のため邁進してまいります。



▲国際感覚を高める外国女性講師による授業風景

新しい街づくりへ向けた区画整理事業の促進



世界の遺跡みてある記(5)

— 遺跡の国ギリシャ —



杉江啓二

1. 現在のギリシャ

一口に言って、ギリシャは国全体が遺跡だらけである。紀元前5世紀を中心とする古典時代に、政治、経済、哲学、文学、美術、建築、さらには医学、自然科学等の分野で、数多くの傑出した人物を輩出し、西洋文明発祥の地としてその名をはせたことは、世界の誰もが承知しているところである。しかしながら、3000年後の今、ギリシャ人の末裔に、当時と同じことを期待するのは、まず無理な話であろう。現代のギリシャ人は、要するに、過去の栄光と繁栄の重みを背負い、かつ再度の文明のリード役を夢みながら、ただ漫然として生きている、単なるギリシャ正教徒にすぎないのである。全人口の約3割が、首都圏のアテネ・ピレエフス地区に集中しているが、土地がやせ、農業が振るわないために、職につけない多くの国民が、ドイツやアメリカ等に出稼ぎに行っているのが実態である。アテネから少し離れれば、羊飼以外には人間と出会うことが殆どないといった過疎地帯が広がっている。あたりには樹齢数百年に及ぶオリーブの枝が白銀色に輝き、レモンやオレンジの実が豊かに実った果樹園の彼方には、かつてホーマーがイリアッドの中で、ブドウ酒色の海と表現したエーゲ海が、優美な姿をみせている。道路沿いには、ギリシャ正教の小廟イコノスタシスが建ち、かすかな灯りが聖母マリアの像イコンを照らしている。町や村の中心地には、必ずプラティアと呼ばれる広場があり、暇をもてあました住民が、カフェニオンでトルココーヒーや地酒のウーゾのグラスを傾けている。町

で最も立派な建物といえば、ギリシャ正教の教会と相場が決まっている。がしかし、そうした情景の中でも、紀元前の雄大な建造物の遺構は、国土のいたるところでみることができる。かつて、ポリス（都市国家）として隆盛を極めたアテネやコリント、デルフィやスニオンの豪大な遺構が方々に残っているからである。

ギリシャは、東地中海にはり出したバルカン半島南端部と、エーゲ海とイオニア海に浮かぶ1425の島々から成っている。これらの島々は、ギリシャ全土の総面積の約1/3を占めており、そのために小国ながら約15000kmというヨーロッパ随一の海岸線の長さを誇っているのである。こうした地理的条件から、冬季は積雪4mを越える北部のマケドニアの山岳地帯から、年間3300時間の日照時間を持つロードス島に至るまで、気候や風土に大きな相違がみられるのである。筆者がこの地を訪れたのは何年か前の5月の中旬であったが、アテネ近辺では連日太陽がさんさんと輝き、少し歩くと汗がにじみ出るほどで、暑いというのが実感であった。そのアテネを中心として、いくつかの遺跡を巡ってみたが、数々の巨大な遺構からは、筆者を驚天させるほどの圧倒的な迫力を感じることができた。今回は、そうした遺跡群の中から、まずアクロポリス遺跡について紹介をしてみたい。

2. パルテノン宮殿

ギリシャの中心として栄光と波乱の歴史をたどったアテネの中心部に小高い丘があるが、これが有名なアクロポリスである。多くの人々が、

世界の各地から文明のふるさとを求めてギリシャを訪れるのは、このアクロポリスに何かを問いかけてみたいという、強い衝動にかられるからであろう。3000年もの長きにわたって人間の歴史を目撃してきた生き証人アクロポリスは、まぎれもなくギリシャのみならず世界の文明の象徴といえるであろう。筆者が訪れたのは午後になってからであったが、多くの観光客であふれていて、坂道を昇り終えた時は、身体中が汗でぐっしょりになっていた。

アクロポリスの丘は海拔約150m、半結晶石灰岩から成っていて、全体的には卵型の形状をしている。東西約300m、南北約160m、丘の頂上部は平坦に切りひらかれている。このアクロポリスこそ、かつての都市国家アテネの心臓部であった。いくつかの城門、劇場、神殿、音楽堂、競技場等が築造されたが、今それらは全て廃墟となって残るのみである。古代には、アクロポリス周辺にはいくつもの泉が湧き、近くには水量豊かな川が流れ、肥沃な平地には穀物が実り、しかも至近距離には海があって交通の便が良好だったため、すでに紀元前3000年頃の新石器時代には、多くの人々が住みついていたらしい。紀元前1300年頃には、サイクロプス式と称される巨石を用いた城壁が築かれていて、その面影は、今でもアクロポリス内で容易に見出すことができる。アクロポリス遺跡群の中での圧巻は、何といてもパルテノン神殿遺跡であろう。この神殿こそ、紀元前5世紀のアテネ都市国家が成し遂げた最高傑作であることに、異論を唱える人はまずあるまい。拡大された政治力、増強する経済力、成熟した文化等の、あらゆる力が総集されて生まれた最高の芸術品である。

パルテノン神殿は、屋根から床に至るまで、純白のペンデリコン産の大理石が用いられている。東側が正面で、黒みがかった岩石を土台にした54cmもある石段を3段昇ると、内部に入ることができる。入ったところが廻廊で、これは神殿をとりまく巨大な列柱に沿って一周できる



▲アテネのアクロポリス遠景
パルテノン神殿の偉容▼



ようになっている。神殿内部にはいくつかの部屋があった。本尊を守るナーオス（内室）や、パルテノン（処女の間）などはその代表的なものである。ナーオスは30m×20mの広大な長方形の部屋であったが、保存対策上からか、筆者が足を踏み入れることは許されなかった。処女の間付近の柱や壁は比較的良好な保存状態になっていて、完全なドーリア式神殿の中に、何本かの女性的なイオニア式列柱が並ぶ様子は、まさに壮観そのものであった。また、外壁の上方をとりまく浮彫像の華やかさがこれらの列柱に見事にマッチして、厳格なドーリア様式の中に自然な形で溶けこんだイオニア様式の優雅な精神を、何の抵抗もなく感じることができた。パルテノン神殿は、柱と壁と床の美しいラインが、額縁のように空間を区切っており、その彼方に紺碧の空を美しくのぞかせ、見ていると思わず吸いこまれそうな錯覚をおぼえる。線と面

で構成されている神殿本体は、底辺が広く、上方にいくにしたがって狭くなっている。どの方向からみても、全ての柱は内側にいくらか傾斜し、重量の負担をやわらげるように工夫されている。柱身は上方ほど細く、中ほどは丸味をおびてふくらみ、脚部は殆ど同じ太さですっきりと床面に安定している。10個ほどの鼓胴を積み重ねて作られているのが列柱の特徴であるが、継ぎ目を感じさせないし、上から下まで走る20本の条溝は、乱れずに一本の線として通っている。まさにこのあたりにも、構成美の秘密が隠されているようであった。多数の線を生み出す列柱にも、長い線と面をもつ床面にも、実は真直ぐな線は一本も使用されていないという。それが、芸術的な美しさを創り出す設計面からの狙いであったことはいうまでもないが、筆者としては、雨水を簡単に流し出すことのできる、設計上のもう一つの配慮からでもあったことを、はっきりと感じとることができた。豪快にして優美な、この驚くべき古代建造物の残骸を改めて見上げたとき、筆者は思わずその場にひざまづき、基石に向かってそっと口吻けをしたのであった。

3. アテナ・ニーケ神殿

アクロポリスの西のはずれに回ってみた。ここには、アテナ・ニーケ神殿が当時の面影を残して建っている。翼のないニーケ女神が祀られていたことから、翼なき勝利の女神神殿とも呼ばれているらしい。ニーケは、ギリシャ語で勝利を意味する言葉である。かつて、ペルシャ戦争の勝利によって、ギリシャ人の間ではこの女神の人气が急騰し、戦勝の感謝の記念として、ペリクレスが紀元前5世紀に建造したといわれている。この神殿が、丘の入口の最も眺望の良い断崖の先端に建造されたのも、ニーケ女神が外敵からアクロポリスを守り、勝利へと導いてくれるようにとの願いがこめられているからに相違ない。神殿は、全てペンデルICON産の大理石で造られており、完全なイオニア様式の建築である。高さ5mの列柱が数本並んでいて、外



▲パルテノン神殿近景

パルテノン神殿の基石に口吻けする筆者▼



▼アテナ・ニーケ神殿



壁には、ペルシャ戦争に因んだ神々の集いや、戦う兵士達の彫像が描かれていた。がしかし、その彫像のいくつかは、後世になってロンドンへ持ち去られてしまい、残ったものは、現在ではアクロポリス博物館に収納されているということを、現地のガイドから教えられた。アテナ・ニーケ神殿の周辺は、特に破損した石だた

みが凸凹になってつづき、歩行するのがかなり困難なようであった。にもかかわらず、訪れた人の殆どが笑みをみせながらその石だたみを飛び歩いていたのが印象的であった。それは、神聖な石造建築からふりそそぐ荘厳な雰囲気が、訪問者からあらゆる苦痛を奪い取っていたからに違いない、とふと思ったりした。

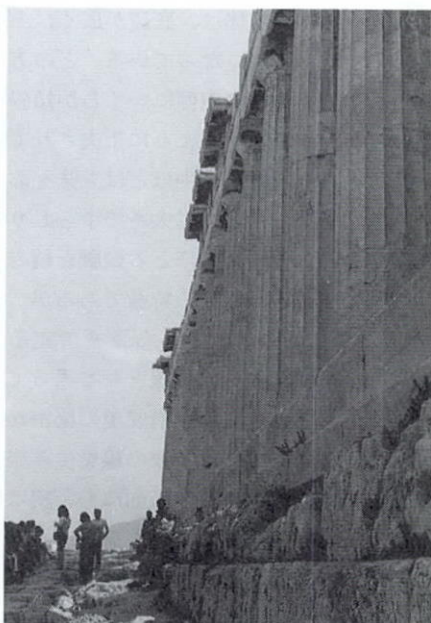
4. エレクティオン

アクロポリスの北側にそそり立つエレクテウス神殿を中心とした一連の施設を、エレクティオンと呼んでいる。先に紹介したアテナ・ニーケ神殿の完成後、紀元前408年に竣工したと伝えられている。一度火災によって崩壊したが、その後再建され、現存のものは紀元前395年に完成のものとのガイドを受けた。ローマ時代には、ポセイドン・エレクテウス神殿と呼ばれるようになったが、今ではエレクテウス神殿が正式名称として固定している。北側に突き出た柱廊が今日最も良好に保存されているが、高さ約8mの6本のイオニア式列柱が特に注目に値する遺構であった。出入口近くの床には、1m四方ほどの大きな穴が開いていて、内部は井戸のように深く掘り下げられており、底には岩盤がむき出しになっている。これは、アクロポリスの中でも最も古い聖域がここにあったという塩水の泉の伝説に由来しているとのことであった。

かつてアクロポリスは、泉と穀物に極めて恵まれていたという。この聖域も、海神ポセイドンが剣をつき立てた穴であり、豊富な水が常に湧き出していた泉の跡だといわれているのである。余談ながらこの泉は、後世のトルコ占領時代にはハーレムとして用いられていたエレクテウス神殿のトイレットとして利用されていたということを教えられ、思わず苦笑した次第であった。神殿の西には、オリーブの木が数本繁っていたが、これは古代のものではなく、最近になって植えられたものとのことで、少々がっかりさせられた。

5. ディオニソス劇場

ギリシャといえば野外劇を連想する人も多い



エレクテウス神殿

と思う。筆者もその一人であるが、演劇の源流ギリシャにあって、その中心的な役割りを果たしたのがこのディオニソス劇場であった。ディオニソスというのは、別名バックスとも称せられているブドウの栽培と酒を司る神の名前である。アクロポリスの南東に位置し、その巨大な姿は訪れる者を圧倒する。ブドウの収穫を願う祭礼と、宗教的な踊りを中心とする行事とが結合して、今日みられるような演劇が発生したといわれるが、その中心となった舞台がこのディオニソス劇場であった。紀元前5世紀に華々しく展開された悲劇や喜劇の殆どは、この劇場で演じられたという。

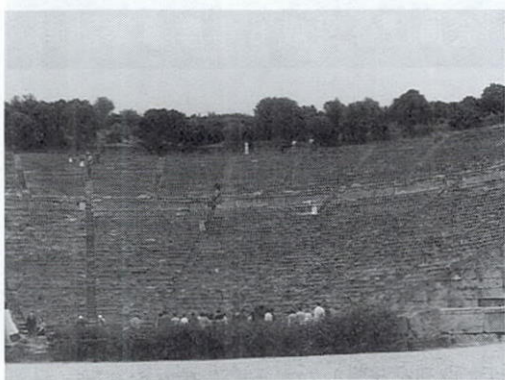
アイスキュロス、ソポクレス、エウリピデス、アリストパネスらは、そうした演劇隆盛の立役者となった作家達である。16000人を収容できる施設であり、当初は木造の観覧席であったが、その後の陥没事故を契機に石造に改築したといわれている。紀元前340年頃、全体の規模を拡張する工事が行われたが、今日みられる大理石の劇場はそのときのものとされている。それにしても、とてつもなく大規模な劇場であった。最上部から舞台を見下したとき、人間の顔は勿論のこと、動作や振る舞いが明確に判明できず、

当時、はたして全ての観客が満足して観劇することができたのか、はなはだ疑問を感じさせられた。

6. その他の遺跡

アクロポリスは広い。その中に大小無数の遺跡が混在して建ち並んでいる。紹介した遺構の外にも、ヘローデス・アティコス音楽堂が北西に、アテナ古神殿が北側に、さらにはゼウス・ポレイオスやカルコテーケの各々の廟跡が、その壮大な痕跡をみせていた。アクロポリス内には博物館が設けられていたが、ここで発掘された様々な貴重な品が数多く展示されていて、筆者にとってはすばらしい史料との出会いとなった。フィルムや画面ではみても、直接この目で確かめる感激は、一言では言い表わせない。アクロポリスのもつ驚異的な迫力は、そうした筆者に感涙のようなものさえ与えていた。遠ざかりながらみた夕景に浮かぶアクロポリスの丘の雄姿は、あたかもトルコのアララト山頂に横たわるノアの方舟のようでもあった。

〔筆者は埼玉県企画財政部水資源課長〕



▲ 大きさを誇示するディオニソス劇場
ヘローデス・アティコス音楽堂の観覧席▼



会員団体平成6年度事業計画

事業計画の骨子

(社)埼玉県造園業協会

当協会は、自然と社会の調和、良好な住環境の創造等の社会的ニーズを背景に、その果たすべき役割を認識しながら会員相互の連携、協調体制をより密にして関係機関との緊密な連絡の上に研修、情報交換等を行い会員資質の向上を図るため、下記の事業を推進することとした。

1. 造園工事業の近代化の推進
造園工事業の近代化を進め、造園需要の大きな変化に耐え得る経営基盤を確立するための施策を実施する。
2. 都市公園の整備・都市緑化普及事業
 - (1) 都市緑化及び自然保護思想の普及、啓蒙宣伝に努め、埼玉県の提唱する緑化の推進に参加するとともに、都市緑化月間行事等に協賛、都市公園整備・都市緑化事業の推進に協力する。また、緑の相談に応じ技術指導を行い緑化の普及に努める。
 - (2) 県が進める住みよいまちづくり活動の推進に協力する。
3. 造園事業の拡大、造園工事の一括発注
国・県の行う緑化キャンペーンに積極的に参加し、都市公園整備・都市緑化を推進し、造園工事の拡大を図る。また、造園工事については造園専門業者に発注するよう関係方面に要望し、理解を求めその実現を推進する。
4. 造園技術及び資質の向上に関する事業
 - (1) 造園技術及び知識の向上に資するため講習会、研修会を開催する。
 - (2) 造園業の発展に資するため都市公園、造園緑化現場、資材生産地等の研修視察を行う。
5. 情報の収集及び調査研究
造園技術及び資材、経営等に関する情報、

資料の収集並びに調査研究を行う。

6. 国家試験受験に対する協力
造園技能検定及び造園施工管理技術検定試験に備え、講習会の開催、申請書、参考図書の販売等を行う。
7. 機関紙の発行
協会活動の広報、造園に関する情報取得及び知識の向上に資するため「協会だより」を発行し、会員及び関係機関、関係団体等へ配布する。
8. 厚生に関する事業
会員、同職員の健康と親睦を図るため球技大会等を行う。
9. 表彰
勤労意欲の増進と志気の高揚を図るため表彰を行う。
10. 関係業界、関係団体との連携強化
本協会の目的と事業を推進するため関係業界、関係団体との連携を行う。
11. 受託事業の実施
前年度に引き続き、県営住宅団地の樹木管理業務を埼玉県住宅サービス公社から受託し、会員の協力を得て実施する。

第18期(平成6年度)事業計画

埼玉県内装仕上工業協同組合

1. 若年技能士養成を目的とする教育研修会、技能向上訓練及び施行講習会を開催する。
2. 内装仕上施工(天井ボード仕上工事作業、鋼製下地工事作業)の技能検定の推進に、実技実施団体として協力する。
3. 内装工事業における労働条件及び職場環境の改善の為の研究会を開催する。
4. 施工管理及び品質管理の向上を図る為の営業幹部社員研修会を開催する。
5. 建設業構造改善事業の推進を図る為、上部関係団体である建産連を通じて、元請・下請

- 関係の諸問題の合理的な改善協議の建議を行う。
6. 経営合理化及び技能士の合理的活用をはかる為、工期の平準化及び現場での週休制の推進を、関係機関に陳情を行う。
 7. 海外内装工事の視察研修旅行を計画する。
 8. 会員相互の団結と協調を一層深める為に、各種レクレーションを開催し親睦に努める。
 9. 埼玉県、群馬県及び栃木県、3県役員会により、情報交換・研修会を行うと共に栃木県内装協同組合の設立推進に協力する。
 10. 関係機関、団体との協調、連携強化
・能力開発協会、建産連、中央会、内装天井技能士会、埼玉県、全室協、関東建設インテリア協、その他
 11. 情報の収集、伝達及び広報活動の推進
 12. PRパンフレット及びCIマーク（SAIDA-C）の活用
 13. 大型プロジェクトの発注元第3セクター等に協同組合としての受注活動
 14. 施工認定標準仕様書の配布

事業計画概要

埼玉県環境安全施設協会

平成6年度は、第5次交通安全施設等整備計画と経験を最大限に活かし、不特定多数の人々を河川やその他の公共施設物の環境安全施設の尖兵として、公共の福祉に貢献し、誇りある協会の地位向上を目指し、次の事業を推進します。

1. 経営合理化作業

- (1) 建設業構造改善プログラムを推進し、時短等の労働条件や生産工程の改善省力化を図る。
- (2) 全国標識週間実施に伴い、主要県道等に横断幕を取り付けて、一般通行人に啓蒙。
- (3) 環境安全施設用品の展示会を開催し、一般に公開する。

2. 調査研究事業

- (1) 一般ドライバーが走行中に一瞬の判断でも誤らず、わかりやすい道路案内標識の調査と研究。
- (2) 道路標識の経年劣化状態の調査。
- (3) 学校や公園・河川等に直結する防護柵や照明灯の改善策の研究。
- (4) 路面標示塗装の視認性向上の研究。
- (5) 道路や公園等の整正や景観の美化について改善策の研究。

3. 広報教育事業

- (1) 道の日フェアに協賛。道路は社会の資本という道路愛護意識を啓蒙する。
- (2) 独禁法や建設業法の講習会の開催。
- (3) 機関誌やパンフレットを作成し、関係機関へ配布。

4. 労働安全事業

- (1) 労働災害防止の標語を一般から募集し、大会を開催。関係機関より講師の出向をいただき、安全意識の昂揚を図る。
- (2) 建設業災害防止協会に協力し、安全点検パトロールを強化する。
- (3) 労働安全衛生法に基づく技能講習会に積極的に参加する。

5. 交通安全啓発事業

- (1) 二輪ライダーの交通安全教育に協賛。
- (2) 春・秋の全国交通安全運動に協賛し、作業車前面に「彩の国さいたま交通安全運動実施中」の啓蒙幕を掲出するほか主要県道等で、交通安全広報用品を一般に配布する。



埼玉県建設生産システム 合理化推進協議会開く



8月24日午前10時30分から建産連会館センター2階第1会議室において標記の会議を開催し、①埼玉県建設生産システム合理化推進協議会（県協議会）の活動状況について、②中央の同協議会の活動状況について、③各地方協議会の活動状況について、④本協議会の事業推進について——を主議題にした。

本席には(財)建設振興基金の関係幹部並びに全国建産連の小野専務理事が出席して関係事項についての説明に立った。

会議の冒頭、斎藤会長が立って挨拶のあと、新委員に委嘱状を、また、オブザーバーに対し依頼状をそれぞれ手交、運営に当たり協力要請が行われ、改めて出席者の紹介を行って議事に入った。

まず、本協議会の活動状況については、資料に基づいて金井常務理事が要点説明を行った。

次いで中央協議会の活動状況について、同じく資料に基づいて(財)建設振興基金の西沢構造改善第2部々長が立ち、主に平成5年度における活動状況（各専門委員会活動）について説明、併せて平成6年度の構造改善事業実施計画について解説があった。

また、同基金の平井調査役は、建設労働者の教育・訓練を中心にした確保・育成策について

具体的事例をあげて解説した。

次に、各府県建産連が行っている主な活動状況をその成果等とともに説明した。

続いて当建産連の金井常務理事が立って、本協議会が計画の今後の事業（就職・進学希望等に関する意識調査）について、実施要領に基づいて説明を行った。

最後に相互意見交換等を行って約2時間の議事を終了、散会した。(W)

建設業の適正取引に 関する講習会開催

標記講習会は、当建産連が(財)建設業適正取引推進機構並びに(社)埼玉県建設業協会との共催にて9月29日午後1時から浦和市の埼玉会館小ホールにおいて開催したもので、下記の内容で実施した。

講習内容及び講師

(1) 独占禁止法の遵守について

講師公正取引委員会経済部団体課長補佐鈴木裕史氏より、去る7月5日に公表された「公共的入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」を中心に約1時間30分、同指針の解説があった。

(2) 建設業法の改正点について

講師建設省建設経済局建設業課法規係長塩見英之氏より、経営事項審査基準の改正点、許可基準の見直し、現場管理体制の強化等の一連の、改正点をいずれも手引書を教本にして解説された。受講者は約300名。



理事会・委員会報告

広報委員会



7月21日正午から建産連会館1階特別会議室において広報委員会を開催した。今回は役員改選後初の委員会であることから交替委員の紹介を行ったあと議事を進めた。

はじめに、建産連ニュース第61号発刊の経過報告を行い質疑を求めた。新任委員より配布先並びに配布割について質疑があり、これに答えたらうえ若干の内容について補充説明を行い、次の第62号（10月15日発刊）の編集方針とする原案を提示し、説明を加えたあと意見交換を行った。

「機関誌」としての真価を問うためにこれまでの編集内容についての評価と編集に対する要望・意見等を調査（アンケート方式）してみてもどうかという提案があった。だが具体的に実施方法に問題があることから検討課題とすることです承。

次いで平成6年度の「埼玉の建設産業」ポスター・絵画コンクール実施に伴う募集要領を説明、既に県内公立小中学校1,252校に送付、応募方依頼したことを報告して了承を求めて議事を終わった。

なお、次回は10月26日(木)開催を決めて散会した。

総務委員会



8月22日正午から建産連会館1階特別会議室において年度初の総務委員会を開催し、平成6年度事業実施計画の策定を主議題に当面する関係事項について協議を行った。

はじめに星野謹吾委員長の挨拶に続いて、委員会正・副委員長及び委員の紹介をもって構成を明らかにしたうえ議事に入った。

まず、平成6年度の事業計画策定するに当たって過去6ケ年間の実績（建議・陳情等）を参考に提示し理解を得た上事務局より平成6年度案として「さいたま新都心整備事業に関する要望書(案)」を提示し、その趣旨説明を行って意見等を求めた。

この要望書の内容は、先の理事会において提起された事項をもって案文化したもので、要望先は、埼玉県知事、建設省官庁営繕部、住宅都市整備公団等の関係施行機関及び工事元請施工会社を対象とするものであるが、特に埼玉県知事に対するものには国・公団等に対する口添えを願うとの一項を加え、それぞれ成文化するという意見を入れることで了承を得た。このほかの要望活動については、予め会員団体に対し「公共事業予算の増額確保について」の他7項目の要望事項を事務局案として提示、このほか特に必要とする事項の提出方を書面にて依頼（9月5日限）してある旨報告、その結果によって改めて案文化し次の本委員会に付議したいとして了承を得た。

次に全国建産連会長会議（9月22日）に当連合会として次の2件を議題として提起する旨説明を加えて了承を求めた。

(1) 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の積極的活用等について（提案趣旨は不当な工事等入札に関するダンピング防止と入札を伴う業務委託の過当競争排除）

(2) 過積載防止対策に関連する「積算単価及び工期」等の諸問題について。以上2件。

次は平成6年度全国建産連会長表彰候補者についてで、これについては当該団体から推挙のあった埼玉県総合建設業協同組合理事長 松江果氏、埼玉県内装仕上工事業協同組合専務理事 福原勝義氏の両氏の推挙を了承した。

次に平成7年新年賀詞交換会実施の是非を問うた。平成6年は特殊の情勢によって取り止めたが、平成7年は実施と決め日程等の手筈を事務局が推進することを了承、また、当会館の敷地借地料が地価の評価替えによって約10%増の見込みである旨説明し了承を求め一連の議事を終了して散会した。

構造改善委員会



8月29日午前10時30分から建産連会館センター2階第2会議室において構造改善委員会（町田 迪委員長）を開催し、平成5年度事業報告と平成6年度事業計画策定について協議した。

はじめに委員長挨拶に続いて新構成による委員の紹介を行ったあと議事に入った。

また、事務局より提出の平成5年度における

実績（中央及び県における事業を含む）について報告（説明）を受けたあと、その成果等につき論議を交えて意見交換を行った。

論議の焦点は、行われた事業そのものは実績として評価されるものの、問題はその実績が業界全体にどう反映されたかを疑問視する声が多く出た。要するに行政側が期待しているほど一般にはメリットとして感じていない。一口に構造改善といってもその底辺は複雑で、単なるお題目、例えば元・下関係の合理化、時短の対応には難しい問題が入り組んでおり、お題目どおりに運んでいないという見方が大方で、現実に至って厳しいことを浮彫りにした。

続いて平成6年度事業の取り組み等について事務局案をもとに意見交換を行った。

結論として事務局案――

- ① 雇用労働条件の改善と人材確保・育成
- ② 生産性の向上
- ③ 建設生産システム合理化の推進
- ④ 不良不適格業者の排除
- ⑤ 安全確保対策の強化
- ⑥ 建設産業における理解の増進

以上6項目を骨子とする事業実施計画案を承認した。

この間、③の建設生産システムの合理化に関連、専門工事委員からは、元請側で絶えない契約金額の一方面的強要、下請指導等施工管理体制の不備を、また、資材関係委員からは納入価格いわゆる「指し値」での強要など前時代的な行為のあることが指摘され、構造改善以前の問題として反省を求める声が出た。

最後に委員長は、真のパートナーシップを確立するための懇談の場として小委員会の設置提案があり、その検討を進めることを了承して散会した。（W）

研修指導委員会



8月29日正午から建産連会館1階特別会議室において研修指導委員会（安藤 晃委員長）を開催し、平成6年度の事業実施計画について協議した。

はじめに安藤委員長の挨拶を受けたあと委員長を座長にして議事を進めた。

まず、新構成の委員の紹介を行い、本委員会の主たる事業である講演会及び研修会に関し過去の実績状況を参考提示して平成6年度の実施計画等について意見交換を行った。

種々意見の下にその目安として提示の事務局案の検討を行った。

(1) 講演会

これには、当連合会設立15周年記念事業と絡ませて検討した結果、サッカー解説者松本育夫氏に白羽の矢をたてた。

同氏は、長いサッカー歴の持ち主で、メキシコオリンピックや第5回アジア大会の銅メダリストとして、又公式競技のコーチ、監督として活躍中、当日の演題は「サッカーに教えられた熱き人生」で、数々の体験から得た人としての生きざまを語られることとなっている。開催日は10月11日(火)を予定したとして是否かの意見を求めた。問題は聴者の数、記念すべき講演会をより意義あらしめるためにも傘下各団体をはじめ一般にも広く呼びかけを行うことという意見を付して、開催に同意、実施に移すこととした。

なお、年明けにでも適当な講師を求めて講演

会を開くことを検討することも併せて計画することとした。

(2) 研修・見学会

これについては、県内、県外合わせて数箇所を候補にあげ検討したが、結論に至らず、今後さらに委員からふさわしい場所の推挙を願うこととし、来る10月11日に本委員会を開いて選定に関し詰め協議を行うこととして散会した。

(W)

経営合理化委員会

9月9日午前10時30分から建産連会館1階特別会議室において経営合理化委員会（島村治作委員長）を開催し、今後の事業実施計画について協議した。

はじめに挨拶に立った島村委員長は、世上景気の上向きが伝わっているが、建設産業界では建設業法の改正や過積載規制強化等により新たな問題を抱えることとなり、必ずしも楽観を許せない——という情勢判断を行い、本委員会が今後取り組むべき事業についての協議を要請した。

続いて出席委員を紹介して議事に入った。

まず、今後の事業計画をたてる前に、これまで本委員会の実績（講演会、研修会、見学会等）をまとめ参考に提示、今後の計画並びに進め方等について意見交換を行った。

その結果、他委員会と連携して実施するものとして、改正建設業法、公取が示した独禁法に係る指針の研修（9月29日埼玉会館小ホール）や講演会（10月11日当会館センター大ホール）の既定計画のほか施設見学会の検討も計画にのぼった。本委員会独自のものとして総合工事業者と専門工事業者等との間の問題改善に向けての意見交換会の提案もあったが、実施方法など具体的に検討したうえ実施することで合意を得た。また、菊地委員（東日本建設業保証会社埼玉支店長）から申し出の経営セミナー（研修会）については、講師の斡旋方を願い実施に移すことを決めるなど、積極的に事業を推進することとして閉会。(W)

告知板

「労働保険適用促進月間」 について

労働省では、標記月間を本年度は10月1日～31日までと設定し、

『労働保険 働くみんなの サポーター』の統一標語の下に運動を展開、下記のコメントを付し、関係者への呼びかけを行っています。

「労働保険（労災保険・雇用保険）は、労働災害が発生した場合に必要な給付を行い、また、万一の失業には必要な給付を行うほか、積極的に失業を予防し、雇用に改善するための各種助成措置を行い、さらには、労働者の職業能力の向上と福祉の増進を図るための諸事業を取り入れ、雇用に関する総合的な機能をもった制度です。

未加入事業主の方は、速やかに加入手続きをして下さい。

定期刊行物

月刊

建設物価

●積算・調達・労務・管理担当者の必携資料

資材の調達・購入・審査や、工事の積算・施工・予定価格の算定などに欠くことのできない有益な資料として、各官公庁はもとより建設業界、民間企業において最も信頼をうけ、広く購読利用されています。

■B5判/約840頁 定価3,700円/〒別
※年間購読料36,600円/〒共
(臨時増刊号年2回・ニュース速報月3回サービス)

月刊

建設統計月報

●建設市場の動きをすばやくキャッチ

建設省の編集による月報で、調査統計の結果を取りまとめた唯一の公表資料です。

建設関連統計、統計解説、建設経済分析研究報告などの記事も掲載。官公庁の行政、民間の事業経営の実務の重責を担う方々に必須の資料。

■B5判/約220頁 定価1,350円/〒別
※年間購読料14,040円/〒共

専門図書

※定価はすべて税込みです。

●平成6年度版

■建設省公表による土木工事標準歩掛等の基準書

建設省土木工事積算基準

建設大臣官房技術調査室/監修 発行/(財)建設物価調査会
土木工事積算研究会/編 /建設行政出版センター

B5判/約880ページ 定価8,900円/送料600円

平成6年度版 土木工事積算基準マニュアル

■B5判/900頁 ●定価9,000円/送料600円

改訂31版 建設工事標準歩掛

■B5判/1,100頁 ●定価12,000円/送料700円

平成6年度版 土木工事積算標準単価

■B5判/600頁 ●定価5,500円/送料500円

改訂版 造園修景積算マニュアル

■B5判/350頁 ●定価5,000円/送料450円

●お申し込み・お問い合わせは下記へ●

財団法人 建設物価調査会

〒103 東京都中央区日本橋大伝馬町11-8 (フジスタービル)

電話 (03) 3663-8761(代) ・ FAX (03) 3663-8768

県外視察研修記

(社)埼玉県建設業協会青年経営者部会
会長 真下 恵司

平成6年4月に埼玉県知事土屋義彦様の御臨席の下に、創立総会を開催し発足しました。埼玉県建設業協会青年経営者部会は、メイン事業の一つであります県外1泊研修を7月18、19日の両日にわたり会員相互の親睦を図ることはもとより先進地域の視察研修を兼ねて、東京湾横断道路とMM21地区24街区T・R・Y90工区の工事現場の見学を実施いたしました。

当日は70名の参加を得て、バス2台に分乗し浦和を出発いたしました。朝の内は天気も良く絶好の見学日和と胸を踊らせておりましたが、川崎に到着する頃より雨が降り出し視界も悪くなり、もしかしたら現場を踏査出来ないかと心配しておりましたが、TTB（東京湾横断道路株式会社）川崎事務所に出向きますと予定通り実行していただけるということで安心した次第です。TTBの川崎係長様の案内により、今回御世話になりました県道路企画課小池課長様他の皆様も合流して、総合案内施設となっておりますマリノードプラザに於いて工事概要を修得し船2艘に分乗して現地に向けて出発いたしました。

東京湾横断道路は埼玉県も出資している第三セクター方式で総事業費1兆4,384億円という大事業であり、川崎木更津間15.1kmをシールドトンネル9.5km、橋梁4.4kmで結ぶ世界でも類を見ない工事です。船で木更津側迄行き船上より説明していただきました。下部工は完成しており上部工を施工している状況でした。沖合部橋梁の下部工は工場で製作した海水対策処置を施した鋼製橋脚を海上輸送し、クレーン船を使って設置し、浅瀬部の下部工は鉄筋コンク

リート製の橋脚で作られておりました。上部工は鋼床版箱桁形式であらかじめ陸上で大きなブロックの桁を組み立て、海上輸送されたものをクレーン船を何機も使って架設しておりました。その後海に浮かぶ川崎人工島に上陸しました。川崎港沖合約5kmに位置し、水深は28m程あり、海底面下約30mは軟弱地盤層となっている為に、サンドコンパクション工法等の地盤改良を施し、土留め、護岸及び足場となる鋼製ジャケットを設置しその間に深さ114mに及び地中連続壁を施工し、その内側に人工島本体のコンクリート構造物を造り、換気施設として利用するそうです。トンネル施工中はシールドの発進基地として利用するとのことで床固めが終了し、直径14mのシールド機の設置準備作業中でありました。直径100m、深さ70mの中での作業は人間が蟻のように見え規模の大きさには驚かされるのみでした。

川崎を後にし横浜みなとみらい21地区に着いた頃には雨も激しくなっており、時間も予定より1時間程遅くなってしまい薄暗くなってしまいました。大成建設の川崎課長様には快くお迎えをいただき感謝を申し上げる次第でした。現場の会議室にてシュミレーションビデオによる工事の説明をしていただきました。工事が完成した状況迄が鮮明に映し出され、より一層理解を深めることが出来ました。現場事務所は近代的であり我々の本社屋より清潔に整えられており、最盛期で4,000人の作業員が出入りするということでカード方式による労務管理が実行されており、又、電光掲示による伝達方式は一見の価値がありました。

工事費が1,500億円で業務棟が28階と21階の2棟、文化ホール棟に25階のホテル棟ということで41ヶ月の工期の内、根切りの作業を行っているところでありました。

両地区を見学したのち296mのランドマークタワーに宿泊して神奈川県が発展が今後も更に大きなものになることを予感させていただき、全員夜のハマに繰り出して行った次第です。

古 寺 社 探 訪 (12)

秩父札所めぐり その3

第八番札所 西 善 寺

- ・本尊 十一面観世音菩薩
- ・所在 秩父郡横瀬町根古屋558



西善寺は、境内の天然記念物コミネモジミで有名、山号を清泰山と称し臨済宗南禅寺派に属す。寺の創建は定かでないが、縁起によると開創は正長2年(1429)または文暦元年ともいわれ北条氏出身の竹邦昌岩和尚の開山で、中興開基として関東管領上杉憲房(1468~1526)の位牌が残る。

本堂中央には、恵心僧都作と伝える十一面観世音が安置されているが、往時は別に四間半四方・向拜付のお堂(根岸堂と呼ばれた)があり、そこに祀られていた。それが明治初年の廃仏毀釈によりお堂は破壊されてしまったという。

本堂正面右側には、同じく恵心僧都作という阿弥陀三尊像が安置されている。即ち中央に阿弥陀仏その左に観世音菩薩、右に勢至菩薩を配している。三尊仏はいずれも立像で浄土信仰の象徴である。

この寺は現在、臨済宗南禅寺派に属す禅宗となっているが、以前は浄土宗又は天台宗の念仏寺であったものと想像される。

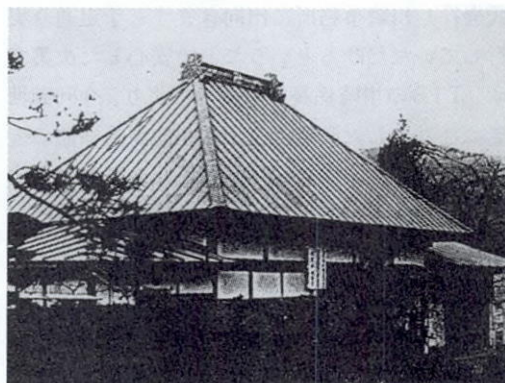
本堂は、文化7年火災に遭いその後の建立で、瓦葺寄棟造りの建物はいかにも田舎の禅寺らしく豪壮、見上げると心のつまる思いがする。堂内に入ると土間があって心休む感じ、欄間の菊水と二十四孝の彫刻は見事な出来ばえ、江戸講中の寄進と誌されている。

境内には樹齢500年という埼玉県指定の天然記念物コミネモジミがある。高さ9m、胴廻り3m、枝り50mという巨木、このほかに寺宝として狩野探幽の花鳥の図その他がある。

- ・交通 西武秩父駅より正丸行バス横瀬町役場前下車、徒歩7分。

第九番札所 あけちでら 明 智 寺

- ・本尊 如意輪観世音菩薩
- ・所在 秩父郡横瀬町中郷



明智寺は、山号を明星山と号し臨済宗南禅寺派に属す。建久2年(1191)明智禅師の開創といわれ、当時の建物は明治6年に焼失、現在の建物は民家風のお堂で、右手に納経所、左に庫裡、前面に廊下、中央に内陣を配した素朴なものである。

本尊は如意輪観世音菩薩で願いごとをよくかなえてくれる観念様、特に安産のご利益がある

ことで知られ、毎年1月16日には近在の婦女子の参詣で賑わうという。

伝によると、天正の昔、この村に親孝行の少年がいた。盲目の老母の手を引き連日お詣りに通った。ある日のこと、一人の老僧が現われてこの様子を哀れみ「無垢清浄光、慧日破諸闇」（観音経の一節）と唱えて「信心せよ」といって去った。二人して夜もすがらこの2句を熱心に唱え一心に信心のところ、このお堂から明るい星が飛び出して老母の目を照らし即座に開眼したという。このことを伝え聞いた領主は、この少年の孝心をめで田畑を与えた。このことがあってからこの寺の山号を「明星山」と呼ぶことになったと。

・交通 札所八番西善寺より徒歩30分

第十番札所 だいじじ 大慈寺

- ・本尊 聖観世音菩薩
- ・所在 秩父郡横瀬町十六区

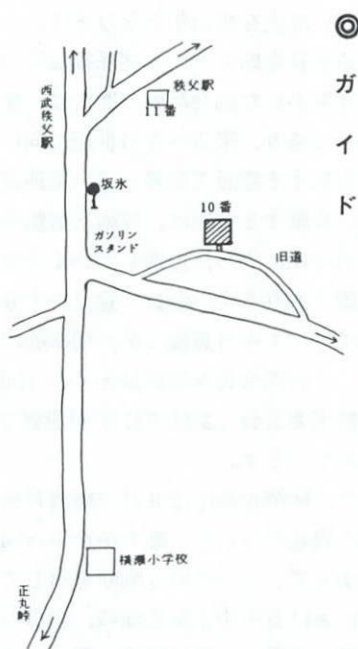


大慈寺は、曹洞宗に属し山号を萬松山と号す。寺の開山は、延徳2年秩父大宮郷の廣見寺の僧東雄禅師と、一説ではこの東雄禅師が明応2年（1492）に再興したものと伝う。

この寺には、本尊観世音菩薩のほか多くの仏像がある。特に子育て観音（金銅仏・安政6年銘）は、母親が子供を抱えた姿、安産の守り仏として遠近の信仰を得ている。

本堂内の土間が親しみをかます。寺の仁王門をくぐった左側に「珍竹梅」と名づけた珍しい梅の木がある。それは梅の古木の洞に孟宗竹が生えてきたもので、大変珍重されたが、近年その竹が枯れてきて惜し稀ている。救う手立ては無いものかと。

- ・交通 西武秩父駅より定峰行バスにて坂氷下車、徒歩5分（札所五番の語歌堂より徒歩20分）。



建産連だより

— 会員団体の動静 —

「20周年記念事業」及び「分離 発注促進」の2特別委員会設置

(社)埼玉県電業協会

当協会は、昭和50年11月に社団法人として新たなスタートをして以来、来年は創立20周年の輝かしい歴史を刻む年となります。この20年にわたる会員を始めとする関係役員等の努力により引き継がれた協会活動の歴史は、極めて貴重なものであり、来るべき21世紀に向けて県民生活に直結する電設工業界がさらに地域において発展、貢献するために、技術と信頼のわが協会がその中枢に立ち、推進していく上での大きな情報源であります。会員の意見を十分反映した記念イベントを有意義にかつ効率的に開催するため、吉村副会長を委員長とする「20周年記念事業特別委員会（委員10名）」が設置され、検討を始めています。

また、経済企画庁は9月の経済月例報告では景気の現状について「緩やかながら回復の方向に向かっている」という判断を示しているが、地域における中小企業集団の、会員の現状は、引き続いて厳しい経済環境に置かれております。技術革新のこの時代において良質の電設工事は、地域の専門業者こそ迅速かつ適切な工事を行うことができます。当協会の調査によると公共建築工事の発注において分離発注未実施市町村は、24市町村となっています。当協会では長井副会長を委員長とする「分離発注促進特別委員会（委員8名）」を発足させ、関係資料の収集、直接要請活動の実施等を行っております。会員の意見を直接生かす協会活動を行うことを目標とした町田会長を中心とした新執行体制に会員の

活発、かつ具体的効果的な意見が数多く提案されることが期待されています。

「県・関係部局長との懇談会」 を開催

(社)埼玉県測量設計業協会

平成6年6月15日(火)午後3時から、浦和市の東武ホテル4階「万葉」で、県・関係部局長との懇談会を開催した。

県側から、沢田土木部次長、江田住宅都市部次長、大山農林部技監、堀光企業局参事、石川土木部用地課課長補佐が出席。

協会側から、岡田会長、遠藤副会長、富田相談役並びに理事、監事の役員のほか、当協会顧問の阿部錦弥埼玉県議会議員も出席した。

開会に当たって、岡田会長から第4代会長としての就任挨拶と県首脳出席に対して謝意を表した。

岡田会長から、「ともすれば形式張った話になりやすいこの懇談会を、今回から内容を変えて、ザックバランな意見交換ができる場としたい。また、協会執行部が若返ったのを機会に、これまで以上の叱咤激励をお願いしたい。」と挨拶をした。

また、顧問の阿部県議会議員より、地元業者への優先発注等、知事への4項目の陳情に特段の配慮をお願いしたい。と県当局に対する要望があった。

続いて、県側から、沢田土木部次長から古木土木部長の挨拶を代読された。

その中で、本年度当初予算について触れ、極めて厳しい財政状況だが、総額1兆5600億円と、前年度と比べ38%の増となった。特に県民の生活基盤の整備と景気対策を推進する観点から、道路・河川等の県単独事業は、対前年比14.4%の伸びを確保し、公共事業の積極的な展開を図

ることとしているので、協会側もより一層の協力をされるよう要請され、会議の主題に入った。

まず、陳情に対する県の見解について

1. 公共事業予算の増額について

平成6年度は極めて厳しい財政状況だが、昨年度を上回る公共事業予算を計上した。今後より一層の予算確保に努めたい。

2. 協会会員の優先活用について

県としては県内業者育成の方針を堅持していきたい。協会側も会員が技術力を研鑽し能力アップに努めてほしい。

3. ゼロ県債制度の活用による年間発注の平準化について

測量設計業務に対する年間発注の平準化として、平成5年度に1億8500万円（対前年比15.6%増）の県単独事業にかかる債務負担行為を設定した。平成6年度は金額は同じだが、上半期に79%を上回る達成率を目指している。

4. 業務委託費及び工期の適正化について

積算の基礎となる歩掛については、関係規定などの改定に合わせて、毎年見直しを行っている。また、工期については、昨年8月から週休2日制等を考慮して、余裕ある設定をしている。

など、いずれも前向きな姿勢が示された。

次に各部局から、平成6年度予算及び事業概要の説明が行われ、その後、関連質疑と県側からの要望等で、1時間半にわたる熱のこもった懇談会は終了した。

不況時代、私達は

(社)日本塗装工業会埼玉県支部

現在の経済不況は建設業を、再び冬の時代に戻し更に長期化する気配を見せ工事量は激減した。このため塗装工事の受注競争は、一層激化し経営環境は今後更に厳しくなることが、推測される。

この厳しい時期を絶好の体質改善の機会として据え、原点に立ち返り繁忙期においてなおざりにしがちであった技術、開発、経営体質の改善などを中、長期的視野に立って推進することが必要である。

技術分野については、単に塗装のみに拘らず広く総合仕上工事の技術開発、ならびに施工管理能力の向上を一層充実しなければならない。経営環境の悪化に対しては基本に立ち返っての経営を考え直し、そのためにはまず第一に後継者、中堅管理者の育成が必要となり長期化される工事量の減少、特に民間工事については総合仕上工事業という観念にたつて、一方官公庁工事については新しい制度のもとで受注競争をフェアに行うよう努めることによって努力出来ると思います。

このような状況の中で施策を立てることは容易ですが、一つ労働時間短縮の問題を見ましても難しいことばかりです。時代は目まぐるしく変化しておりますが、会員各位が一致団結しとくに若い人の力を結集してこれら難題を克服していきたいものです。

深刻化する現状

埼玉県建設大工工事業協会

採算度外視の受注競争による低額受注のシワ寄せの波は、専門工事業である型枠工事にも押し寄せ、事態は深刻を極め、受注に際しての借金に次ぐ借金でさながら蝸が自分の8本の足を1本1本喰いちぎりながら命を長らえていると同様に、この苦境をしのいでいる現状です。

この様な末端企業の苦しみを、政府は、建設省は、ゼネコンは、どれ程理解されているのだろうか……。当型枠協会の毎月行う定例会議の情報交換は、月々深刻さを増し、人手不足から出席者も減少して居ります。単価の問題、雇用、就業時間短縮等、何一つ解決出来ないあせりで

毎日を送って居ります。

9月の定例会議「七日会」の議題として、「現状の職人不足は何が原因か」をテーマに各社の近況報告を交えて深く追求し、検討して参ります。

又、青年部会「埼青会」に於いては、県外情勢の研修のため、今年は新潟を選び、都市と地方の比較を勉強して、新しい型枠工事の在り方を学び、自分達に課せられた使命を全うすべく計画して居ります。

第17期通常総会開く

埼玉県内装仕上工事業協同組合

当組合では去る8月30日川越プリンスホテルに於いて、第17期通常総会が開催されました。会員29社中28名、賛助会員19社中23名の経営者及び直接担当者と来賓4名を加えた方々に出席を頂き、前年度事業報告、決算報告、利益処分案、監査報告、第18期事業計画及び予算案など役員より報告が有りました。いずれも原案どおり可決承認致しました。

また事業計画案として今期は新期事業として施工認定標準仕様書(29社分)及び施工認定証を作成しましたので大いに活用したいと思います。

親睦会では不景気風の吹く厳しい環境下、会員の皆様が明るく相互の信頼と協力を誓い合い頑張っていきたいと皆で語り合い盃をかわし盛会にて終了致しました。

平成6年度通常総会開く

埼玉県下水道施設維持管理協会

平成6年5月19日(木)PM4:00から新道山家で総会を開催した。

昨年(平成5年)の業務計画、陳情、その他を論議し、平成6年度業務計画を決定後に役員(会長、副会長、事務局長)の改選を行い、下記のとおり再任された。

議題

1. 1993年度収支決算について
2. 1994年度収支予算(案)について
3. 契約の諸状況について
4. 経営の健全化について
5. 陳情について
6. 優秀社員表彰の推せんについて

役員

会長	沢田 広	再任
副会長	矢沢 研二	再任
事務局	沢田 哲郎	再任



連合会日誌

- 7月13日 埼玉県過積載防止シンポジウム（埼玉会館）に金井常務理事出席
- 7月14日 勤労者福祉施設長会議（埼玉県労働会館）に須賀所長出席
- 7月15日 ヘルシー埼玉21県民会議理事会（埼玉県県民健康センター）に立石専務理事出席
- 7月21日 広報委員会
建産連ニュース第61号の発行、第62号の編集案、「埼玉の建設産業」ポスター・絵画コンクールについて協議
- 7月25日 平成6年度埼玉県優秀建設工事表彰式（埼玉県県民健康センター）に斎藤会長出席
- 7月26日 第21回埼玉県建設労働災害防止大会（建産連会館センター）に斎藤会長出席
- 7月27日 (社)埼玉県造園業協会平成6年度定期総会祝賀会（建産連会館センター）に斎藤会長出席
- 7月28日 研修会
～29日 「ネットワーク研修」(社)埼玉県建設業協会と共催
於：埼玉建産連会館センター3階大ホール
講師：近野 徹 氏 受講者総数 延べ 287人
- 8月22日 総務委員会
平成6年度事業実施計画、全国府県建産連会長会議の提出議題、全国建産連会長表彰候補者等について協議
- 8月24日 第6回埼玉県建設生産システム合理化推進協議会
県協議会の活動状況、中央協議会の申し合わせ・活動状況、地方協議会の活動状況、今後の事業推進等について協議
- 8月25日 全国建産連総務委員会（財建設業振興基金会議室）に斎藤会長等出席
- 8月29日 構造改善委員会（午前）
平成5年度の事業実績、平成6年度の事業推進計画(案)等について協議
研修指導委員会（午後）
平成6年度事業実施計画等について協議
- 9月2日 建設業経営講習会
(社)埼玉県建設業協会並びに東日本建設業保証(株)埼玉支店との共催
後援：埼玉県 於：埼玉建産連会館3階大ホール
講師：高比良 和雄 氏 受講者総数 271名
- 9月9日 経営合理化委員会
主要行事実績、今後の事業実施計画等について協議
- 9月19日 7都県市冬期自動車交通量対策説明会（浦和地方庁舎）に金井常務理事出席
- 9月22日 (社)全国府県建産連会長会議、岩手県盛岡市で開催
～23日 斎藤会長、金井常務理事出席

○9月29日 講習会

「建設業の適正取引に関する講習会」

(助)建設業適正取引推進機構・(社)埼玉県建設業協会との共催

於：埼玉会館小ホール

講師：鈴木 裕史 氏・塩見 英之 氏

○10月5日 「埼玉の建設産業」ポスター・絵画コンクール審査を実施

○10月11日 研修指導委員会

施設見学等について協議

講演会

演題：「サッカーに教えられた熱き人生」～燃えてみないか今を～

於：埼玉建産連会館センター3階大ホール

講師：サッカー解説者 松本 育夫 氏

社団法人埼玉県建設産業団体連合会会員名簿（順序不同）

（平成6年10月15日現在）

構成団体名	代表者	所在地	〒	電話番号
(社)埼玉県建設業協会	会長 島村 治作	浦和市鹿手袋 4-1-7	336	048(861)5111
(社)埼玉県電業協会	会長 町田 迪	〃	〃	048(864)0385
(社)埼玉県造園業協会	会長 松本 孔志	〃	〃	048(864)6921
東日本建設業保証(株) 埼玉支店	支店長 菊池平三郎	〃	〃	048(861)8885
埼玉県鉄構業協同組合	理事長 渡辺 健市	〃	〃	048(864)7361
埼玉県電気工事工業組合	理事長 大曾根正男	大宮市宮原町 1-39	330	048(663)0242
(社)埼玉県空調衛生設備協会	会長 今泉 康次	与野市下落合 4-14-11	338	048(855)4111
(社)日本塗装工業会埼玉県支部	支部長 山田 光起	浦和市鹿手袋 4-1-7	336	048(866)4381
埼玉県建設大工工事業協会	会長 目黒 有	〃	〃	048(862)9258
(社)埼玉建築士会	会長 坂本 勤	〃	〃	048(861)8221
(社)埼玉県建築士事務所協会	会長 岩堀徳太郎	〃	〃	048(864)9313
(社)埼玉建築設計監理協会	会長 高岡 敏夫	〃	〃	048(861)2304
(社)埼玉県測量設計業協会	会長 岡田 道雄	〃	〃	048(866)1773
(社)埼玉県宅地建物取引業協会	会長 星野 謹吾	〃	〃	048(866)4061
建設業労働災害防止協会埼玉県支部	支部長 清水 茂三	〃	〃	048(862)2542
埼玉県道路舗装協会	会長 松本喜八郎	〃	〃	048(861)9971
埼玉県コンクリート製品協同組合	理事長 日下 鏑二	上尾市本町 1-5-20	362	048(773)8171
埼玉県コンクリート圧送事業協同組合	理事長 松野 俊弘	浦和市鹿手袋 4-1-7	336	048(866)4311
埼玉県砂利協同組合連合会	会長 小林 勘市	熊谷市赤城町 2-88	360	0485(22)0333
埼玉県下水道施設維持管理協会	会長 沢田 広	大宮市三橋 2-402	331	048(644)7417
埼玉県環境安全施設協会	会長 清水 義夫	浦和市宿 285-2	338	048(855)2163
(財)埼玉県建築住宅安全協会	理事長 安藤 晃	浦和市鹿手袋 4-1-7	336	048(865)0391
埼玉県内装仕上工事業協同組合	理事長 石田 信向	川越市今成町 492-2	350	0492(45)1771
埼玉県総合建設業協同組合	理事長 松江 果	浦和市鹿手袋 4-1-7	336	048(864)2811
埼玉県建設業健康保険組合	理事長 清水 茂三	〃	〃	048(864)9731
埼玉県建設業厚生年金基金	理事長 斎藤 裕	〃	〃	048(866)4331
(社)情報通信設備協会埼玉県支部	支部長 横田 充穂	大宮市浅間町 1-4-4	330	048(642)5771
埼玉県地質調査業協会	会長 田貝 博	浦和市別所 3-32-1	336	048(862)8221
埼玉県生コンクリート工業組合	理事長 田中 瑞穂	浦和市南浦和 3-17-5	〃	048(882)7993
埼玉県設備設計事務所協会	会長 渡辺健治郎	浦和市高砂 3-10-4	〃	048(864)1429
埼玉アスファルト合材協会	理事長 中島三枝司	浦和市鹿手袋 4-1-7	336	048(838)5636

建産連ニュース 第62号

平成6年10月15日発行

発行

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会

企画・編集 広報委員会

〒336 浦和市鹿手袋4丁目1番7号

電話 048-866-4301

印刷

東京都北区東田端2-4-4

株式会社 みづほ

『建産連ニュース』データ版ご利用の際のご注意

建産連ニュースのデータ版については、以下の事項をご了解の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。また、当ファイルを閲覧・ダウンロードされる際には、この条項にご了解いただいたものとみなします。

(1) 著作権について

『建産連ニュース』の著作権は、社団法人埼玉県建設産業団体連合会に帰属します。無断での転用・転載を禁じます。

(2) 免責事項

『建産連ニュース』内掲載の記事・広告は、発行当時のものであり、現在の状況とは差違が生じている部分がございますので、ご注意ください。

なお、記載内容に関連し、ご利用者の故意・錯誤により生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いかねます。

(3) 配布について

この『建産連ニュース』データ版は、無料で配布しておりますが、著作権者の許可無くしての二次利用・再配布を禁止いたします。

なお、本ページは著作者情報となります。このページを削除することを禁じます。

(4) お問い合わせ

その他、記事内容・ご利用方法について、疑問・質問等がございましたら、下記の当連合会事務局までお問い合わせください。

○お問い合わせ

社団法人埼玉県建設産業団体連合会
事務局

電話 048-866-4301

E-mail somu@sfcc.or.jp

URL <http://www.sfcc.or.jp/>

平成23年2月